『酒田市立[redacted]中学校におけるいじめの重大事態に関する報告書』

公表版

酒 田 市 立 [redacted] 中 学 校

令和８年３月２日

1　重大事態調査の位置づけ

（1）重大事態の別　　２号

（2）重大事態の認定日　　令和７年１月３１日

（3）地方公共団体への報告日　　令和７年２月２５日

2　調査の目的、調査組織の構成

（1）調査の目的

いじめにより対象生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを目的とする。

（2）調査の期間

①調査組織の設置日　令和７年４月３０日（水）

②調査開始日　令和７年４月３０日（水）

③調査終了日　令和７年１０月２２日（水）

（3）調査組織及び構成員　酒田市立[redacted]中学校いじめ防止対策委員会

校　長　[redacted]

教　頭

教　諭

教　諭

教　諭

スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー　杉山　義法（酒田市教育委員会）

指導主事　[redacted]（酒田市教育委員会）

指導主事　[redacted]（酒田市教育委員会）

3　当該事案の概要

（1）基礎情報（学年・学級については令和７年度のものとする）

対象生徒

重大事態が発生した学校　酒田市立[redacted]中学校

対象生徒　[redacted]年[redacted]組　[redacted]（[redacted]）以下Ｓ

欠席日数　５０日（令和６年１２月１日～令和７年１０月３１日まで）

月	R6年 12月	R7年 1月	R7年 2月	R7年 3月	R7年 4月	R7年 5月	R7年 6月	R7年 7月	R7年 8月	R7年 9月	R7年 10月
授業日数	１９	１８	１８	１０	１６	１９	１９	２１	2	１８	１８ (出停4)
欠席日数	１４ (病欠14)	１８ (病欠17・事欠1)	１２ (病欠12)	5 (病欠5)	0	0	0	0	0	1 (病欠1)	0
遅刻日数	2	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0
早退日数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0

（2）当該事案の概要

Ｓは、令和６年７月頃から度重なる関係生徒等の行為によって、心身に苦痛と不安を感じ、訴えを起こすようになった。その都度、学校は関係生徒等に指導を行ってきたものの改善には至らず、Ｓは令和６年１２月頃から欠席が増え、令和７年１月と２月では授業日数の全日を欠席することになってしまったため、学校は令和７年２月２５日に重大事態２号事案として教育委員会に報告した。

4　調査の内容

（1）調査方法

主として、S、関係生徒等を対象とした聴取

（2）調査内容

ア　調査事項

Sへの定期的な面談

聞き取りをした内容の整理等

イ　聞き取り日とその関係生徒　※関係生徒は対象生徒と同じ学校に在籍

聞き取り日	関係生徒
令和６年７月上旬（日付は不明）	A
令和６年７月２３日（火） 令和６年８月２３日（金） 令和６年８月３０日（金） 令和６年９月１１日（水） 令和６年９月１８日（水）	B
令和６年８月２６日（月） 令和６年９月１１日（水） 令和６年９月１７日（火）	C
令和６年８月３０日（金） 令和６年９月１３日（金）	D
令和６年９月１３日（金）	E
令和６年９月１３日（金）	F
令和６年９月１３日（金）	G
令和６年８月２９日（木）	H
令和６年８月３０日（金）	I
令和６年１２月２０日（金）	J
令和６年１２月２０日（金）	K
令和６年１２月２０日（金）	L
令和６年１２月２０日（金）	M
令和６年１２月２０日（金）	N
令和６年１２月２０日（金）	O

ウ　調査組織の会議の開催日時と内容

開催日時	内容（項目）
令和７年４月１７日（木）	Sの保護者への説明
令和７年４月３０日（水）	第１回　酒田市立[redacted]中学校いじめ防止対策委員会 前年度から対応してきた内容について確認
令和７年５月３０日（金）	第２回　酒田市立[redacted]中学校いじめ防止対策委員会
令和７年６月２７日（金）	第３回　酒田市立[redacted]中学校いじめ防止対策委員会
令和７年７月２４日（木）	第４回　酒田市立[redacted]中学校いじめ防止対策委員会
令和７年８月２９日（金）	第５回　酒田市立[redacted]中学校いじめ防止対策委員会
令和７年１０月２日（木）	第６回　酒田市立[redacted]中学校いじめ防止対策委員会
令和７年１０月２２日（水）	第７回　酒田市立[redacted]中学校いじめ防止対策委員会

5　当該事案の事実経過

期　　日	内　　容
令和６年 ７月３日（水）	Ｓの保護者から学校へ、Ｓに対するＡの言動について訴えがあった。
令和６年 ７月９日（火）	Ｓへの聞き取りを行い、以下のことを確認した。 ・Ａから給食の時、直接悪口を言われた。 ・Ａから皿を奪われて野菜を山盛りにされ、全部食べたら悪口を言わない、と言われた。 ・Ａから、もう残してよいと言われたが、どうせ言うのだろうと返すと、一生悪口を言う、と言われた。 ・害悪はだまれ、と言うＡの発言にＢはうなずいていた。 ・学年集会の時に、Ａに右かかとを蹴られた。 ・先生からＡに指導し、いじめの行為がなくなることを望んでいる。
日付は不明 （令和６年７月上旬）	Ａへの聞き取りを行い、以下の行為を確認した。 令和６年７月初旬 ・Ｓから身体的特徴について嫌なことを言われた。 ・Ｓに暴言を言った。 ・Ｓに教室内でわざとぶつかり教科書を落とした。 ・Ｓに体育祭の練習時に砂をかけた。 ・給食時、Ｓの給食の野菜を山盛りにして、完食をしたら悪口を言わないと言って食べさせた。
令和６年 ７月１１日（木）	Ｓの訴えに基づいて、Ａに事実確認をした上で指導を行った。
令和６年 ７月２３日（火）	Ｂへ聞き取りを行い、Ｓへの気持ちを確認した後に、ＳとＢとの話し合いの場をもった。Ｂからは、Ｓとは友達でいたいと思っていることや、学校にも来てほしいと思っていることの話があった。Ｓからは、Ｂの態度に不信感をもっていることの発言があった。
令和６年 ７月２４日（水）	ＳとＡとの話し合いの場をもった。Ａからは、ＢからＳとの関係について相談を受けていたことの話があった。ＳとＡが互いに思っていることを話し、和やかに終わり和解した。その後、令和7年1月31日まで当該行為は見られない。
令和６年 ７月２５日（木）	Ｓの保護者から学校へ、Ｃの言動が原因で、ＡがＳに対して攻撃をするのではないかと訴えがあった。
令和６年 ８月１９日（月）	Ｓの保護者から学校へ、Ｓが部活動内で孤立するようにＣが振る舞っているように感じられることについて訴えがあった。
令和６年 ８月２３日（金）	Ｂへ聞き取りを行い、Ｓと自然な関係になりたいとの思いを確認した。
令和６年 ８月２６日（月）	Ｃへ聞き取りを行い、Ｓに対して「不登校しているんじゃない？」と言った覚えがあることを確認した。
令和６年 ８月２７日（火）	Ｓへ聞き取りを行い、以下のことを確認した。 ・７月２４日に、Ｃから、「休んでニートしてたの？」と言われた。 ・校外活動の準備の時に、Ｃが、「(Ｓは) 不登校してるんじゃない？」と言っていたと周囲の人から聞いた。 ・Ｃにいじめをしたことを認めてもらいたい。
令和６年 ８月３０日（金）	Ｂ、Ｄ、Ｉそれぞれから聞き取りを行った。ＤとＩより、Ｃの発言が実際にあったことを確認した。
令和６年 ９月１１日（水）	Ｂへ聞き取りを行い、Ｓについて、以前から不満に思っていることがあることや、今後の関わり方についてどのように考えているかを確認した。
	Ｃへ聞き取りを行い、Ｓについて、不満に思っていることがあることや、今後の関わり方についてどのように考えているかを確認した。
令和６年	Ｄ、Ｇ、Ｅ、Ｆへ聞き取りを行い、６月上旬より、部活動中にＳがＢ

９月１３日（金）	とＣに近づくと、二人がSOSマークを出していたことを確認した。
	該当学年の保護者懇談会の中で、Ｓの保護者が全体に向けて、Ｓが生徒から攻撃を受けるようになったこと、部活動でも人間関係がよくない状態であること、LINEを使って噂話や写真等のやり取りがあることなどを話した。また、保護者がしっかりと子どもの LINE でのつながり等を把握してほしいことを話した。
令和６年 ９月１７日（火）	Ｃへ聞き取りを行い、以下のことを確認した。 ・「早く辞めないかな」と発言したかは、わからない。 ・なぜ学校には来ているのに、部活を休むのだろうという言い方はしたかもしれない。 ・「早く死ね」と発言したかは、覚えていない。
	Ｃへの聞き取り後、ＳとＣとの話し合いの場をもった。Ｃから Ｓ へ、言動についての謝罪があった。また、Ｓから Ｃ へ、過去の言動について謝罪があった。また、それぞれが今後の関わり方についてどのように考えているかを話した。
令和６年 ９月１８日（水）	Ｂへ聞き取りを行い、Ｓについて、以前から不満に思っていることがあることや、今後の関わり方についてどのように考えているかを確認した。
	Ｂへの聞き取り後、ＳとＢとの話し合いの場をもった。Ｂから Ｓ へ、以前から不満に思っていることがあること、「死ね」と言った覚えはないが他の言葉は言ったこと、SOS マークを出している理由について話があった。また、それぞれが今後の関わり方についてどのように考えているかを話した。
令和６年 ９月２４日（火）	Ｓの保護者より市教委指導主事へ、以下の訴えがあった。 ・令和６年９月２３日（月）に部のグループ LINE に、大会後の食事会で撮影された複数枚の全体写真と、楽し気な動画があがった。 ・グループ LINE にはＳも入っており、傷ついている。全員が中指を立てている写真もあり、Ｓに向けられているのかと思う。
令和６年 ９月２５日（水）	Ｓの保護者より学校へ、訴えがあった。内容は２４日市教委にあったものと同様。
令和６年 ９月２７日（金）	Ｓの保護者が来校し、翌日の話し合いの内容について確認を行った。
令和６年 ９月２８日（土）	Ｓ、Ｃ、Ｂの保護者、教頭、学年主任、担任、PTA顧問とで話し合いの場をもった。学校側がＳとＣ、ＳとＢの面談の報告をし、ＣとＢの保護者からＳの保護者へ謝罪があった。その後、ＣとＢの保護者から、ＣとＢがＳから過去に受けた行為について話があった。
令和６年 １１月８日（金）	Ｂの保護者より Ｓ の保護者へ、過去の行為について、謝罪を求める話があった。Ｓの保護者は、この件についてＳは行為を行ったことを認めておらず、謝る必要がないため謝らないこと。事実であれば第三者（弁護士）を入れて話をしてほしいことを伝えた。
令和６年 １１月１５日（金）	部の保護者会を開催し、ＳとＢ、ＳとＣの関係の中でいじめが起きていることを確認した。保護者会からは、風評被害をなくすために、部としてのいじめではないということを、外部に対して管理職から伝えてほしいと要望があった。なお、本会に Ｓ の保護者は呼ばれていない。
令和６年 １１月１８日（月）	Ｓの父より、部の保護者から、１１月１５日の保護者会について連絡があったと学校へ報告があった。会の中であった Ｂ の母の発言についてと、時間が経過して生徒同士の関係が悪化することを心配していると話があった。
令和６年 １１月２０日（水）	Ｓの母より、部の保護者から、１１月１５日の保護者会について連絡があったと学校へ報告があった。学校主催で部に対して再度報告会をしてほしいと要望があった。

令和６年 １１月２８日（木）	Ｓの父より、Ｓの欠席連絡があった際、精神科の受診を考えていると話があった。また、１１月１５日の保護者会で話された内容について、保護者から伝え聞いたＳが傷ついていること、明日の話し合いで直接本人から話を聞いてもらいたいとの話があった。
令和６年 １１月２９日（金）	Ｓの両親と教頭、PTA顧問との話し合いの場をもった。 Ｓの父より、事実と認めていないことを１１月１５日（金）の保護者会で話されたことから、Ｓの名誉を回復したい思いがあり、警察に相談をしていることの話があった。また、警察の調査終了後に保護者へ報告をしてほしいこと、Ｓ本人から事実と思いを聴いてほしいと依頼があった。 Ｓの母より、Ｃらが仲よくしている様子を見聞きしてＳが傷ついていること、９月２８日（土）の会で、ＢとＣの保護者から謝罪後に過去の行為について事前に聞いていなかったことの話があった。また、弁護士や競技団体にも相談をしており、Ｓ本人が認めていないことを、保護者会で学校からはっきり訂正してほしいと依頼があった。 PTA顧問より、PTA顧問も入って、保護者会や三家庭で話し合いをした方がよいのではないかと提案があった。
令和６年 １２月５日（木）	Ｓの父より学校へ、Ｓが認めていない噂が広がっていること、クラスや授業中のＢ、Ｃとの関係について不安があることについて話があった。また、Ｓが過去に意地悪をしていたと思われており、名誉棄損で迷惑していることについての話があった。
令和６年 １２月６日（金）	Ｓの母より学校へ、部員の聞き取りが進んでいるかの確認と、中指を立てた写真ついて、部員からの謝罪を求める訴えがあった。また、過去のＳの行為については、Ｓは事実を認めていないので、謝罪する必要はないと考えていることの話があった。さらに、Ｊの言動について訴えがあった。
令和６年 １２月１２日（木）	Ｓの父より学校へ、心療内科や弁護士に提出するため、いじめについての報告書が欲しいと要望があった。
令和６年 １２月１３日（金）	Ｓの母より学校へ、部員への聞き取りについての報告と、中指を立てた写真について、部員一人一人への指導を求める連絡があった。また、１２月１２日（木）の授業中に、Ｓが「影薄いんじゃね」とクラスの生徒から言われた際に、教科担任から生徒への指導が無かったこと、Ｓの状態について教員が情報を共有していないように感じられることについて話があった。さらに、いじめ報告書の提出と、生徒への指導を行うよう要望があった。
令和６年 １２月１３日（金）夕方	Ｓの父より学校へ、部員４人が顧問に話した内容について確認を求める連絡があった。また、Ｊがコーチに[redacted]発言したことを確認してほしいとの要望があった。
令和６年 １２月１６日（月）朝	Ｓの母より学校へ、部員４人が顧問に話した内容と、１１月１５日（金）の保護者会で中指を立てた写真を顧問が見た後の対応について、回答を求める連絡があった。１２月１５日（日）に教科担任との電話の中で、教科担任から謝罪があったことの報告と、以下のことについて話があり、指導を求める訴えがあった。 ・未だに廊下でＣのグループから睨まれていると感じていること。 ・１２月１２日の授業中に「影薄いんじゃね」と男子生徒から発言されたこと。 ・中指を立てた写真によってＳが傷ついていること。
令和６年 １２月１９日（木）	Ｓ家庭より、学校へ以下の訴えがあった。 Ｓの父からは、クラス内の雰囲気や噂話についての指導や、今回の件について保護者への周知を求める訴えがあった。 Ｓの母からは、中指を立てた写真について、一人一人への説明と指導を求める訴えがあった。 Ｓからは、Ｃの態度について担任の指導不足だと思うこと、部員一人

	一人への聞き取りと廊下のたむろを止めさせてほしいことの訴えがあった。
令和６年 １２月２０日（金）	J、K、L、M、N、O へ、中指を立てた写真についての聞き取りを行った。いずれの生徒も、中指や人差し指を立てた写真を面白がって撮ったことは認めたが、S に向けて撮ったものではないことが分かった。また、その写真は、部の様々な写真と共に、部の LINE グループにあげられたことがわかった。
	部員全体へ顧問から、中指を立てる行為について指導を行った。
令和７年 ３月６日（木）	部の保護者会を開催し、校長から、S の現状等について以下の報告を行った。 ・S は、自分が認めていない噂が広がっていることに恐怖を感じていること。 ・大会後に撮った写真の中に中指を立てた写真も含まれており、その写真を見た S は、自分に対しての強い攻撃性を感じとても怖い思いをしたこと。 ・噂について発言した生徒と、クラス全体に対して、噂を流すことやその影響について、学年で指導を行ったこと。 ・中指を立てた写真について聞き取りを行った結果、S に対しての意図はなかったこと。 ・S は、不安が強くなり、年明けのスクールカウンセラーとの面談では、前夜からかなり緊張し、面談中もかなり強い不安状態にあったこと。 ・S の欠席日数が３０日を超える状況となったことから、「いじめ重大事態発生報告書」を市教委に提出したこと。 S の父から、S の現状についての報告と、お願いがあった。 ・今現在の S の不登校の原因は、１１月１５日（金）に開催された部の保護者会によって、B と C の保護者から話された事実でないことが決定打である。現在は人の目が気になり、外に出ることも難しい状態である。 ・S の現状について、この会で話されたことを家庭で子どもたちに伝え、今後どうしていくとよいのか、親子で話をしてほしい。
令和７年 ３月１０日（月）	S が登校を再開した。 ３月１０日以降も、登校を継続している。
令和７年 ４月１７日（木）	学校から S の保護者へ、今後の調査の進め方について説明を行った。登校を再開している S が、よりよく学校生活を送ることができる環境を整えることを最優先とすることを説明した。S の保護者からは、部の保護者会の後、未だ部員やその保護者からは、S や S の保護者に対して、特に何も話が無いことの報告があった。
令和７年 ５月２日（金）	S と担任との教育相談を行い、S から、部活には戻りたくないが、将来を考えて籍は残したいこと、スクールカウンセラーとの面談は希望しないことの話があった。
令和７年 ５月２９日（木）	S と顧問との面談を行い、S から、競技をやりたい気持ちが強く、部にも戻りたい気持ちがあると話があった。一方で、B や C との友達関係が悪くなったことや、親たちの関係で事案が大きくなったこと、上級生にも広まってしまったことが気になることも話があった。
令和７年 ６月２６日（木）	S と顧問との面談を行い、S から、部活動へ途中から戻ることへの不安があること、受け入れてくれるのかが心配なこと、同年代の人と競技がしたい気持ちが強いこと、クラブも考えていることなどの話があった。
令和７年 ７月２３日（水）	顧問から S へ、受け入れてくれるクラブがあることを伝える。S からは、入会について考えるとの返答だった。

令和７年 ７月２４日（木）	Ｓと顧問との面談を行い、Ｓから、クラブでやることに気持ちが傾いていることの話があった。
令和７年 ７月２５日（金）	Ｓの保護者と、エリアスクールソーシャルワーカーとの保護者面談を行った。保護者からは、９月２８日（土）の三家庭での面談をした日から、いじめた側の意識が変わってしまったように感じていることが改めて伝えられた。丁寧に調査やＳへの対応をしてほしいと要望があった。
令和７年 ８月１８日（月）	Ｓの保護者より、Ｓがクラブに入会をしたとの連絡があった。何もなく退部したことにはしたくないので、クラブチームに所属をすることを、今の部員と保護者には学校から説明する機会をつくってほしいとの要望があった。顧問は、Ｓが決めたことについては、Ｓの気持ちを確認した上で必ず部員と保護者に話をしていくことを伝えた。
令和７年 ８月２８日（木）	Ｓより顧問に、クラブを紹介してもらってよかったとの報告があった。
令和７年 ９月９日（火）	Ｓがクラブで活動を始めたことを、顧問から部員に説明を行った。夕方、当該学年の部の保護者会を開催し、校長から説明を行った。
令和７年 ９月１２日（金）	A、B、Ｃからのいじめ行為の有無と部での写真の件について、顧問同席のもと、教頭がＳへ確認し、以下の返答を得た。 ・A、B、Ｃから以前あった行為について、現在は特に何もないこと。 ・部で撮影された中指を立てた写真のことについて、現在は特に事案は何もないこと。 ９月１２日現在、令和７年度の欠席日数は０日である。

6　当該事案の事実経過から認定しうる事実

Ｓからの聴取内容から、次のことを確認した。

・Ａが、給食の時、Ｓの野菜を増やしたこと。
・Ａが、Ｓのことを「臭い」と言ったこと。
・Ａが、Ｓのことを学年集会に向かって歩いている時に１～２回蹴ったこと。
・Ｂが、「部活来るな」、「ひっついてきてウザい」と言ったこと。
・ＢとＣが、ヘルプマークを出し合っていたこと。
・Ｃが、「不登校しているんじゃない？」と言ったこと。
・Ｃが「早く辞めないかな」「死ね」という発言をしたかについては、言った覚えはないが、周りで聞いていた人がいるなら言ったかもしれないこと。「なんで学校には来ているのに、部活を休むんだろう」という言い方はしたかもしれないこと。
・部の大会後に、部のグループLINEに出席生徒全員の集合写真が複数あげられたこと。その中に、楽し気な動画や全員が中指を立てた写真があげられていたこと。

これらのことから、いじめと捉えられる言動や行動、関係生徒がいじめと認識していない行動でも、受け取る側の心情ではいじめに当たる事実があったと認められる。それが、Ｓが心身共に傷つき長期の欠席を余儀なくされた要因になったと考えられる。

7　学校及び市教育委員会の対応

（１）学校の対応について

①　ケース会議（エリアスクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー、市教委、PTA顧問、学校）を実施し、Ｓの支援について検討した。
②　スクールカウンセラーとＳ、保護者との面談を実施し、Ｓが安心して登校できるよう、心のケアを行った。
③　互いの個性を認め合える学級づくりを目指し、いじめ防止に際して、継続的に指導を行った。
④　Ｓが安心して学校生活を送れるよう、進級に際して、学級編成を配慮した。

⑤　学級担任、学年団、部活動顧問等によるSが相談しやすい環境づくりに努めた。
⑥　教育相談アンケートやいじめアンケートにより、現在の状況を定期的に把握し支援した。

（2）市教育委員会の対応について
①　学校のいじめ重大事態の対応について、指導主事を学校に派遣し指導と助言を行った。
②　保護者が安心して思いや願いを学校に伝えられるよう、相談窓口の一つとなり学校と連携を図った。
③　Sが安心して学校復帰ができるように、学校と市の教育支援センターが連携し、学びの場所を保障した。
④　スクールソーシャルワーカーが修復的対話（RJ）サークルを実施し、学年全体での人間関係づくりに努めた。

8　当該事案への学校の対処及び再発防止策

今回、Sからの訴えを受けて対応を行ってきたが、関係生徒への聞き取りや事実確認、指導に相当の時間を要した。新年度に入り調査を実施したわけだが、Sが新しい環境の中で、休まず前向きに学校生活を送っていることを最優先として考えてきた。昨年度に起きた事案については、すでに聞き取りや指導を行っていること、Sに対する関係生徒等からの行為も止んでおり、Sからの訴えもなく学校への登校もできていることから、新たな調査は行わず、Sとの面談を中心に行い、Sがよりよく学校生活を送ることができる環境を整えてきた。新年度からの学校の対応としては、Sの気持ちを第一に考え、さらに学校生活が有意義なものになるよう支援しているところである。

本事案については、Sと関係生徒の考えを受け入れ、調整することに対して、教職員の組織的な対応に課題があったと考える。このことについては、情報の集約と共有や保護者対応において、窓口が一つでないためSやその保護者に対して不安感や不信を抱かせてしまった。初期対応において、校内いじめ防止対策委員会に属する複数の教職員等が、連携して対応していたかについては判然としない。本事案の進捗を俯瞰したうえで、方針の決定が行われていたとは断言できない。

また、いじめを認知した際には事実関係の把握のために、関係生徒から速やかに聞き取りを行う必要がある。この事実関係は、一つ一つの事案に対し、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「何を」、「何のために」、「どのように」等から、把握することになる。この聞き取りの過程において、関係生徒はSへの行為を振り返り反省し、自身のいじめに係る言動を慎むことにつながることが期待される。しかし、本事案では十分な事実関係の把握がなされないままに、Sと関係生徒の話し合いの場が設定されたために、関係生徒においては不満が残り、対象生徒においてはいじめの再発への不安が残り続けてしまった。また、Sの保護者と関係生徒保護者の話し合いの場においても、話し合いの趣旨の確認や説明が十分でなかったために、学校として話のねらいに沿う対応ができなかった。加えて、学校管理下外で起きた事案について、教職員が生徒達の行為の現場を確認していないこと、学校管理下外であること等を理由として保護者からの訴えがあった際に、学校として消極的な対応を行ったことにより、Sやその保護者の不安や不信感をさらに助長させることになった。その結果、Sには登校再開まで長期間に渡る心身の負担を強いることになった。

今回の事案を受け、今後の全校的ないじめ撲滅への取組に対して、教職員全体で進めていく必要があることと受け止め、生徒への道徳教育の充実、特別活動の推進、教職員の個々の指導力の向上が重要であると考えている。さらに教職員については、いじめの認知や組織の在り方について校内研修を充実させ、初期対応の重要性や事実確認のポイント等、具体的な対応方法について学ぶ機会を設ける。いじめを認知したら、校内いじめ防止対策委員会で報告すると共に、組織的に対象生徒の支援にあたれるようにする。そのために、養護教諭や生徒支援担当、スクールカウンセラーと連携を図ると共に、適宜、関係機関の協力を得るように努め、すべての生徒が安心、安全に過ごせる居場所づくりに努めていく。

また、いじめ防止は学校だけのものではなく、家庭や地域とも考えを共有して子どもを見守ることを念頭に置き、年度初めのPTA総会や地域の各会合において、いじめリーフレットを

活用して取組の周知と、子どもたちの成長を見守っていく体制をつくっていく。

このように、組織的な生徒指導体制を構築させ、本校の全生徒にとって楽しく、居心地の良い学校としていけるよう、教職員一丸となって教育活動を実践していく。